



### 平成21年度 定期総会のご案内

◇日時:4月19日(日)10:00～

◇場所:小川小学校 体育館

- ☆後日配付の総会議案書・出席票を持参下さい
- ☆出席できない方は必ず委任状を班長まで提出下さい
- ☆支部役員は新旧とも出席下さい
- ☆全部いす席です、席は十分あります



### ☆平成21年度本部役員のおすすめを受け付けています (総務部)

推薦したい方がありましたら3月末まで受け付けます。総務部 堤／林までご連絡ください。

3月10日現在立候補ゼロ、推薦された人は20人近くありましたが、受諾した人1人で新任役員候補が不足状態です。

一方任期満了の本部役員が8名、特に5年以上の人が4人いて、ローテーションが必要です。

このままでは本部役員が来期は大幅減になり、自治会活動に支障をきたす事態となります。

さらにこのような状態が続くと、制度(会則)を改定し輪番で本部役員を出す、本部の仕事を大幅に支部や班に移す、大きな行事を減らす、等の思いきった措置が必要になります。最悪自治会の機能がマヒする事さえ予想され、解散という事態になることもありえます、最悪のケースにならないためにも、我と思わん方、ぜひ参加ください。

また自治会の活動・運営に関してご意見・ご要望・ご提案をぜひお寄せ下さい。

### ☆小川自治会細則改訂 (総務部)

平成19年度に自治会活動の実態にあわせ会則を大幅に改定し、会則を補足するものとして新たに細則を設けた。会則については平成20年度定期総会で若干の手直しを行った。

細則は新たに設けたため、担当部門がその後変更されたり、機能的に整理されていない点などがあり、今回3月8日の役員会において検討し後述の通り改訂することを承認。

### ☆資源回収実績—1月 (環境衛生部) おかげさまで1月は昨年を大幅に上回りました

単位=t	1丁目	2丁目	3, 4丁目	合計
紙資源	7. 2	6. 6	7. 2	21. 1
古布資源	0. 2	0. 2	0. 2	0. 6
合計	<b>7. 5</b>	<b>6. 8</b>	<b>7. 5</b>	<b>21. 7</b>
昨年1月	5. 6	6. 7	3. 6	15. 9

回覧											

## ☆防災備蓄品を補充しました (防災対策部)

「首都直下型地震が30年以内に必ず発生する、いつ起きてもおかしくない」と言われています。会員のみなさまもそれぞれ対策を取られていると思いますが、自治会としても防災対策は重要な課題です。今回防災対策の一環として、防災備蓄品を補充しました。

十分な数とは言えませんが、各家庭の備蓄品、市の備蓄品と併せて災害の際利用できるよう来期以降も追加補充をしていきます。

「こんなものが必要だ、あったら便利だ」という品物がありましたら防災対策部まで連絡下さい。

### ○今回購入した備蓄品

ミネラル水(20) x 240本、カロリーメイト(80g) x 240パック、浄水器 x 4、簡易トイレ x 2、救急セット(中身の入れ替え) x 5

### ○すでに在庫している備蓄品

乾パン x 192、消火器 x 2、消火用バケツ x 20、ハンデイ投光器 x 2、ヘルメット x 多数  
担架各種 x 11、レスキューセット x 1、トイレテント x 2、簡易トイレ x 2、発電機 x 3

### ○倉庫別備蓄品在庫状況

品目	蜂谷戸	せんげん	下小川	柳谷戸	会館前	合計
ミネラル水	60	60	60	60		240
カロリーメイト	60	60	60	60		240
乾パン	48	48	48	48		192
消火器				2		2
消火用バケツ	5	5	5	5		20
ハンデイ投光器				1	1	2
浄水器	1	1	1	1		4
担架各種	4	2	2	2	1	11
トイレテント		1		1		2
簡易トイレ	1	1	1	1		6
レスキューセット				1		1
救急箱	1	1	1	1	1	5
発電機	2			1		3

## ☆防犯情報 (防犯対策部)

□ 2月の町田市内犯罪発生状況 (02/01~02/28)

町田市役所発表情報より

	町田市	南地区	小川	自治会
侵入窃盗	20	2	0	0
ひったくり	5	3	0	
車上狙い	16	5	3	1
振り込め詐欺	1	—	—	—

### ☆南地区の発生場所

- ・侵入窃盗 : 鶴間、成瀬台
- ・ひったくり : 鶴間 x 2、南成瀬
- ・車上ねらい : 鶴間、金森 x 2、小川(旧番地)、**小川4丁目**

## いろいろな犯罪が増加しています。ご注意ください

1月2月の発生件数	昨年	本年	昨年	本年
町田全域の侵入窃盗	36	→ 54	町田全域の車上狙い	22 → 60
南地区の侵入窃盗	20	→ 15	南地区の車上狙い	2 → 11

# 小川自治会細則改訂

○施行 平成 19 年 4 月 22 日

○改訂 平成 21 年 3 月 8 日

## 1、 役員の選出・推薦に関する細則→本部役員の

理由：支部役員は会則で各支部の実情にあわせて選任すると定めてあり

当項は本部役員対象

- (1) 本部役員選出は公募による。公募は 12 月に行い、締め切りは翌 1 月とする。
- (2) 公募による立候補者で充足できないときは、本部役員および支部役員の推薦により選出する。選出締め切りは 3 月とする。
- (3) 推薦する場合、各丁目、支部から均等に選出できるように配慮する。
- (4) 公募および推薦によって役員候補が出揃ったあと、本人の意思確認を行い、総会における役員組織の提案ができるよう準備する。
  - (3) 及び (4) →**削除** 理由：あえて細則に書く必要なし
- (5) 選考にあたっては、本部役員 2 名と全支部長による「役員選考委員会」を組織する。  
→ **(3)** にする

## 2、 役員および専門部の会務に関する細則

### (1) 役員

- 1) 会 長 自治会を代表し会務を執行する。会活動全般の調整と町田市、自治会連合会学校関係など関係諸団体の窓口機能を担当。
- 副会長 会長を補佐し事あるときは、会長会務を代行する。専門部を主宰し会活動の部門別運営を推進。また特命事項の調整機能を果たす。
- 会 計 自治会予算の出納管理を行う。(収入管理と活動経費出納の執行)
- 会計監査 会活動の会計処理の的確性について監査。
- 2) 支部長 支部の代表者として支部全体の動態把握と、専門部の副部長を担当。→**専門部員として活動** 理由：支部長が部長でもよい
- 班 長 自治会の末端組織、班の代表者として会員の掌握。また専門部メンバーとして参画。回覧管理と会費等の徴収。

→**削除** 理由：末端という表現は？

→**変更** **入退会管理、会費等の徴収、回覧等の管理を行うと共に自治会各種行事などにスタッフとして参画**

### (2) 専門部

- 1) 総務部 定期総会、本部役員会、定例役員会、資料・広報(回覧)管理、各種手続き、会員とのコミュニケーション対応、入退会管理、会費徴収管理、老人会・子供会との対応。
- 2) 渉外部 公官庁対応、地域内学校対応、自治会等友誼団体対応、小川会館行事への対応。
- 3) 防犯対策部 防犯パトロール隊への支援と連携、隊長会議の開催、防犯活動の実績管理、防犯啓蒙活動、広報宣伝掲示、犯罪情報の把握、歳末警戒、交通安全活動、地域会議への参加、安全安心の街づくり活動、街路灯管理。
- 4) 防災対策部 自主防災隊の編成と運営、防災訓練、防災倉庫管理、防災器具の整備と管理、防災意識の高揚活動、街頭消火器の管理。
- 5) 環境衛生部 ごみ減量活動、紙資源化活動、地域美化活動、花壇緑化運動、廃棄物減量推進員会議。
- 6) 行事部 バス研修会、小川子供祭り、餅つき大会の計画立案と実行委員会の編成と運営、小川会館行事への協力。

## →全面的に書き換え

理由：担当部門変更（敬老祝い品と赤十字募金を渉外部から総務部へ移す）

機能的に整理しなおす。抽象的表言を具体的に書き直す

- 1) 総務部 計画（予算案策定、組織、人事）  
規約（会則・細則、権限規定、運用規程 など）策定  
広報（自治会だより、掲示板、回覧物）  
会員情報（会員名簿、入退会）  
会議体運営（総会、本部会議、役員会）  
事務（赤十字募金、敬老祝い品）、部門間調整
- 2) 渉外部 連絡・交渉（公共機関「市役所・警察・消防」、自治体連合）  
訪問・参加（他自治体、学校行事）  
慶弔対応  
連携（小川会館、子供会、熟社会）
- 3) 環境衛生部 廃棄物減量活動（資源化活動）、地域美化活動、
- 4) 防災対策部 自主防災隊編成と運営、防災訓練  
防災倉庫管理（機材、備蓄品）、街頭消火器の管理、歳末警戒
- 5) 防犯対策部 情報（犯罪情報、防犯活動実績管理）  
パトロール隊活動支援と連携（隊長会議の開催、費用支援）  
広報（防犯啓蒙活動、隊員募集）、渉外（市役所、警察）  
交通安全活動、街路灯管理、歳末警戒
- 6) 行事事部 行事の計画・実施（バス研修会、子供祭り、餅つき大会など）  
小川会館行事への協力、新規行事企画

### (3) その他

- 1) 当自治会の運営を円滑に行うための有給事務員（1名）をおく。

### 3、会員に関する細則→法人会員

- (1) 会員のうち会社の施設が地区内にあるときは、法人会員として入会を認め、一般会員と同等に処遇するものとする。

→**追加** ただし**法人会員に対する資料等（会員名簿、役員名簿、その他）の配布は会長の決定により制限することがある。**

- (2) 法人会員はその会社施設の管理者をもって代表者とし、対処するものとする。

### 4、会活動の経費に関する細則

- (1) 役員が会務のため出張したときは、会長の承認を得て旅費等の支払いを受けることができる。くるまによる行動のときは公共交通機関利用相当額とする。

→ (2) とする。**自家用車**

- (2) 専門部会など諸会議の会議費等は、予算取得により対応することを可とする。その運用については専門部間に公平感のある一定の基準を設けること。

→**変更** 理由：専門部ごとに予算設定し会計処理基準を設けたため

- (1) **専門部活動を迅速に遂行するため専門部に予算を設け、責任と権限を明確にする。また会計処理基準を設け、専門部は基準に基き予算を執行する。**
- (3) 本部及び支部役員が日常的に会務を行うときに発生する費用（例えば電話通話料など）については、年度末に会による若干の費用補填を行うこととします。

年度末→**削除** します。→**する。**

## 5、慶弔に関する細則

### (1) 長寿祝

毎年9月の敬老の日を記念して、会員ならびに同居家族が、その年の12月31日において70歳以上の方に、祝い品を贈り、その長寿をお祝いする。→に

### (2) おくやみ

葬儀に際しては香典(5,000円)と花輪もしくは生花一基を供花して弔意を表す。但し、花輪もしくは生花については、下記の事由がある時はこれを行わない。

① 遺族の申し出により、花輪もしくは生花を供えないとき。

② 葬儀の連絡等が遅く、花輪もしくは生花を供える機会が失われたとき。

(3) 本会に永年功労のあった方の慶弔、または上記(1)、(2)に定められない事項については、役員会で協議、決定する。

### (4) 会務執行中の傷病見舞いについて

本会の会務執行中、または災害時の防災活動中などで発生した傷病に対する見舞い等については、役員会で協議、決定する。

## 6、その他

(1) その他、必要事項は役員会において決定する。

(2) 本日以降、役員会で改廃あるいは追記される細則には、項目毎に末尾に日付を付すものとする。

## ☆その他の20年度第12回役員会(3月8日開催)報告 (総務部)

1. 平成21年度支部役員(支部長・班長)候補推薦が出そろいました。

4月19日の定期総会で正式に承認後1年間活動していただきます。

2. 赤い羽根共同募金の地域福祉活動費の配分入金

(自治会よりの募金額=50,000円、配分金=4,000円 8%)

3. 簡保払込事務取扱の変更 一般加入者には影響ありません

民営化に伴い加入者協会の集金業務は本年11月で終了

町田市内の簡保払込団体12自治会で連合会を設立し協会から業務を移管

## ☆会員情報 (敬称略) (総務部) 3月10日現在会員数=1,237

### ▼退会

門倉 英司 第7支部 2班 3月



編集後記



早くも桜の開花予想が報じられています。温暖化の影響か例年より1週間早い予想です。心が浮き立ってくる季節です。一方政治の混乱と先の見えない不景気、犯罪の増加は心を暗くします。助け合って前向きに暮らしていきましょう。

また、3月から4月は移動(異動)の時期です。卒業、入学、入社、転勤など多くの移動があります。自治会の役員も交替します。しかし本部役員が退任候補者に対し新任候補者が足りません。参加いただける方を歓迎します。(総務部 林)